

評価法の言語

ウィリアム・バート・クレイトール、SRA — 編集長

Vol. 1, Issue 2 · Fall 2026 · Published October 1, 2026

Version 1.1.0

DOI: 10.67330/ejz4v620

© 2026 William Bert Craytor. Published by Pacific Vista Net.

This is an open-access article distributed under the
terms of the Creative Commons Attribution 4.0 License.

Abstract. 36 の源言語で法典が作成されている法域（各法域は、その法典が作成されている言語ごとに 1 回ずつカウントされた）を対象に、12 の言語で発行されている学術誌において実施された評価法に関する調査は、著者も予想していなかった結果をもたらした。調査対象の法域は、地理的要因ではなく、法言語学的系譜に基づいて群をなしており、同部門が共通の起源に起因すると考えていた少なくとも 1 つの一致は、精査の結果、独立した収斂であることが判明した。本稿では、この多言語手法によって明らかになった点を提示し、言語が国境を越えて法を伝達する 4 つの方法を区別するとともに、同部門の比較総合草案における 1 つの点を修正する。

Keywords: 比較法、法言語、OHADA、収用、評価方法論、法の移植

1 方法論上の不手際

この記事は、検索テクニックに関するメモとして書き始めたものだったが、やがて別のものへと変わっていった。

その評価対象は、さまざまな法域にわたる評価法——特に強制収用：収用（）、すなわち国家による私有財産の収用、米国では「エminent・ドメイン（*eminent domain*）」（または「コンデネーション（*condemnation*）」）と呼ばれるもの——および、その法が記述され、見出される言語についてである。

本号の「*Recent Court Decisions*」コーナーに掲載されている比較調査⁽¹⁾をまとめるにあたり、同コーナーでは、調査対象となる価値のある資

¹The jurisdictional material summarized in this article is reported, with its sources and its verification status, in the *Recent Court Decisions* installments for South, Southeast and East Asia, Oceania, the Middle East and North Africa, Europe, and Sub-Saharan Africa in this issue; material read in a language other than English is marked and linked to its original at the point of use in those installments. Footnote tags: [P] primary official text;

料を保有していない管轄区域がいくつかあると報告されていました。その報告書は、検証されたすべての事例において誤りであった。オマーンについては、「何もない」と記述されていたが、アラビア語で1件の検索を行っただけで、2023年の収用法がヒットし、そこには「使用の剥奪」に対する補償が別途支払われるべき独自の損害区分が規定されていた。² トルコは、欧州人権裁判所（「ストラスブール裁判所」）の2件の判決によってのみ代表されていた；³ トルコ語での1件の検索により、事実上の収用における評価日に関する最高裁の判決が返され、これは調査対象の中で最も参考になる判例の一つである。⁴ 最高裁は、トルコにおける民事事件の最高裁判所である。大陸法体系の最高裁と同様に、事実認定ではなく、法律上の誤りを審査する。評価日とは、評価意見が対象とする日付を指し、事実上の収用とは、正式な手続きを経ない収用であり、米国の実務では「逆収用（inverse condemnation）」と呼ばれるものである。台湾、日本、韓国、インドネシアについては、それぞれ当該管轄区域の言語による単一のクエリによって検索が開始された。

ここから得られる直截な教訓は、特に目新しいものではありませんが、それでも述べておく価値があります。すなわち、英語で実施された調査では、英語で情報を公表していない法域が過小評価されてしまうのです。しかも、その過小評価は顕在化せず、結果として「データが存在しない」という形になり、それが容易に「法律が存在しない」と誤解されかねないのです。

2つ目の教訓は、気づくまでに時間がかかりましたが、それが本記事の評価対象です。調査が多言語対応になると、各管轄区域は、同省が提出した通りのグループ分けをやめました。代わりに、言語ごとにグループ分

[T] transcription; [C] practitioner commentary or press; † not verified against the primary text.

²Royal Decree 71/2023, the Law of Expropriation for Public Benefit (fair compensation; separate head for the period of deprivation of use on temporary seizure). Source — Qanoon.om, read in machine translation (Arabic): [P] <https://qanoon.om/p/2023/rd2023071/>

³*Sarıca and Dilaver v Turkey*, no. 11765/05, European Court of Human Rights, 27 May 2010 (structural problem of de facto expropriation; Article 46 indication; execution pending under standard supervision as of 1 September 2026 per the Committee of Ministers' records, HUDOC-EXEC) [P]; *Foundation of the Sulumanastır Surp Kevork Armenian Church in Samatya and the Sahakyan Nunyan Armenian Cemetery and School v Türkiye* (dec.), no. 13768/18, Committee of the Second Section, adopted 16 December 2025, notified 22 January 2026. [P]

⁴Yargıtay 5. Hukuk Dairesi, 2020/4695 E., 2021/861 K., 3 February 2021 (valuation at the date the action is filed in *kamulaştırmasız el atma*; comparison under art. 11(1)(g) of Law No. 2942). Stated from Turkish practitioner commentary reproducing the Chamber's reasoning; the citation should be checked against the official report before reliance. [C]† <https://www.kararmatik.com/yazdir-Kamulastirmasiz-El-Atma---Arsalara-Nasil-Deger-Bicilecegi.html>. The decision's number, chamber, date and subject are confirmed in the Lexpera database (<https://www.lexpera.com.tr/ictihat/yargitay/5-hukuk-dairesi-e-2020-4695-k-2021-861-t-3-2-2021>, accessed 6 October 2026); its text there is behind a subscription, and the official Yargıtay and UYAP databases could not be reached from outside Türkiye.

けを行い、さらにその背後にある法的系譜に基づいて分類するようになったのです。

2 言語が法を伝える 4 つの方法

これらのメカニズムを区別しておくことは有用である。なぜなら、それらは実務家と研究者にとって、それぞれ異なる結果をもたらすからである。

2.1 手続の言語として

最も単純なケースです。裁判所が審理を行い、ある言語で判決を下す場合、その言語が読めない研究者は判決文を読むことができません。これが当部門が最初に直面した障壁であり、問題全体そのものと誤解されやすいものです。

この規定が適用されない事例についても注目に値する。パキスタンの高等裁判所では英語が使用されており、インド、ナイジェリア、ケニア、シンガポールの高等裁判所も同様である。これらの法域については、同省が以前、調査を行わなかったことについて、言語的な言い訳は一切成り立たない。

2.2 超国家的な法律用語として

はるかに興味深い。ここでは、共通の言語によって、単一の法体系が多くの主権管轄区域にまたがって適用されている。

本調査で明らかになった最も顕著な例は、OHADA（、アフリカ商事法調和機構）であり、その 17 の加盟国は 11 の統一法を共有している。最も新しいものは、非営利団体の会計に関するもので、2022 年 12 月に採択され——が、単一の裁判所、すなわちアビジャンに所在する「共通司法・仲裁裁判所（Cour Commune de Justice et d'Arbitrage）」によって解釈されている。⁵ 2008 年の設立条約の改正以来、フランス語、英語、スペイン語、ポルトガル語がいずれも公用語となっており、解釈に相違がある場合にはフランス語が優先される。担保取引に関する統一法は担保取引に関する統一法は、全 17 カ国における不動産の抵当権を規定しており、これは、担保付融資および強制執行のための評価が、セネガルからコンゴ民主共和国に至るまで、主に OHADA の共通法（担保取引および強制執行に関する統一法）に基づいて行われることを意味する。ただし、抵当権の登録については、各国の土地登記規則に従う。ただし、その適用範囲は商法に限定されている。統一法は収用、補償、土地保有権には触れていないため、「1

⁵Traité relatif à l'harmonisation du droit des affaires en Afrique (as revised 2008) and the eleven Uniform Acts (including the Uniform Act on secured transactions; the tenth, on mediation, adopted 23 November 2017; the eleventh, on the accounting system of non-profit entities, adopted at Niamey on 22 December 2022 and in force from 1 January 2024), interpreted by the Cour Commune de Justice et d'Arbitrage, Abidjan. Institutional and membership information verified at <https://www.ohada.org>; the accessibility of CCJA jurisprudence verified at <https://www.ohada.com> in August 2026. [P]

回の調査で 17 カ国をカバーする」という計算式が成り立つのは、担保取引および商法上の評価に限られ、それ以外の分野には適用されない。

その領域において、比較法研究者にとって、この事実は状況を一変させる。ある言語で、ある裁判所の判例（大陸法上の意味での、指針として扱われる裁判所の決定の集積）を対象とした調査は、17 の法域を網羅している。当部門は本号の編集作業中にその実情を確認した。CCJA の判決は索引化され、フィルタリングが可能で、安定した識別子が付与されており、要旨はアカウントなしで閲覧でき、無料登録で全文も利用可能である。これは、当部門が全く利用できなかったアジアのいくつかのデータベースよりも優れたアクセス環境である。

欧州連合（EU）は、加盟国全体で統一された法体系を採用しているが、その法体系は 1 つの言語ではなく、24 の同等に有効な言語で規定されている。欧州人権裁判所は OHADA に近い仕組みを採用している。同裁判所によるトルコ（Türkiye）を相手取った事件の判決は同国を拘束する（第 46 条）ものであり、その判例は、審査対象となる国内手続の言語にかかわらず、英語またはフランス語で報告されている。⁶

2.3 受信したコードの媒体として

本記事の中心的な知見をもたらしたメカニズム。

法制度は移植され、それは言語的な経路を通じて行われる——比較法学者の用語でいう「受容」とは、ある法制度が別の法制度の法を採択または継承することであり、かつての植民地が植民地支配国の法令を受け入れる場合などがこれに該当する。その結果、現代において一切の接触がない法域であっても、同じ源からそれを継承したために、法理の構造——法理とは、裁判所によって確立された定まった法的原則のことである——を共有することがある。

この調査では、3 つの系統が見て取れた。

フランス系。フランスの民法に由来するか、あるいはそれをモデルとした法典が、マグレブ（モロッコ、アルジェリア、チュニジア）の基盤となっており、さらに一步進んで、アラブ圏東部の大部分においても同様である。1948 年のエジプト民法典は、サンフリの指導の下、フランスのモデルを参考に起草され、それがさらにシリア（1949 年）、イラク（1951 年、これはサンフリ自身が起草した）、リビア（1953 年）、およびクウェートやカタールを含む）の法典化に大きな影響を与えた。レバント地域においてレバノンだけが例外である。同国の『義務および契約法典』（1932 年）は、エジプトの法典より以前の、フランス委任統治時代の直接的な派生である。フランス語圏アフリカも同様に、この伝統を直接受け継いだ。

ドイツの法体系。日本の明治時代の法制度は、ドイツの民法を主要なモデルとして採用しており、日本の法典はその後、植民地時代に朝鮮へ伝播した。台湾では、1929～30 年の中華民国民法典を運用している。同法典は中国本土でドイツ、スイス、日本のモデルに基づいて起草され、1945

⁶European Convention on Human Rights, Article 1 of Protocol No. 1 (protection of property) and Article 46 (execution of judgments); consulted through HUDOC. [P]

年に台湾へ持ち込まれ、日本の植民地時代の適用に取って代わった。トルコもこの法系に属する。同国の 1926 年の法制度導入はスイス民法典および債務法典を採用した。これらは、ツヴァイゲルトとケッツの標準的な比較法学分類⁷における「ゲルマン法系」に属するものであり、財務的な意味ではなく、法的な意味での正式に制定された法典を指す。フランス法典ではない。この法系が継承しなかったのは、課税評価である。本号で調査した定式計算システム（評価対象物件の売買価格ではなく、公表された単価と固定の計算式から算出される課税評価額）は、現代の国内税法上の規定に基づいている。日本の路線価（*rosenka*、各道路ごとに公表される 1 平方メートルあたりの地価）は、国税庁の不動産評価基本通達（*Zaisan Hyōka Kihon Tsūtatsu* —— これは法令ではなく行政通達である）の規定に基づき、著しく不適切である場合には除外することができ、その場合の価値は、鑑定評価に基づく場合もある税務署長の指示により決定される；⁸ 韓国の補足算定方法（市場価値を確認できない場合に用いられる法定の算定式）は、相続・贈与税法に規定されている；⁹ およびドイツの独自の *Bewertungsgesetz*（連邦評価法）¹⁰ は、日本での導入よりも後のものです。これらの算定方式制度間に見られる類似性は推測に過ぎず、文書による系譜ではありません。

オランダ法系。南アフリカの法体系の根底にはローマ・オランダ法があり、またインドネシアの債務法には、現在もオランダ領東インド民法が根底にある。しかし、インドネシアの土地法は再構築された。すなわち、1960 年の基本農地法（1960 年法律第 5 号、UUPA）¹¹ は、抵当権に関する規定（*hypotheek*）を除き、植民地時代の法典における土地に関する規定を廃止し、土地権利の根拠を *adat*、すなわち先住民の慣習法に置いた。*hak guna bangunan* —— 本号でその満了について報告している、建設のための有期限権利 —— は 1960 年法によって創設されたものであるが、同法の転換規定により、既存のオランダ法上の *opstal* 権利が *hak guna bangunan* へと転換されたため、オランダ法上の権利との関連性は法令上のものである。この権利の内容は、現在では植民地法典ではなく、1960 年法によって

⁷Konrad Zweigert and Hein Kötz, *An Introduction to Comparative Law*, 3rd ed., trans. Tony Weir (Oxford: Clarendon Press, 1998), on the legal families and the receptions described in this section.

⁸National Tax Agency property valuation basic circular (*Zaisan Hyōka Kihon Tsūtatsu*), provision 6 (the “Article 6” override) — an administrative circular (*tsūtatsu*), not legislation.

⁹Inheritance and Gift Tax Act, Article 60(3) (where market value is hard to determine, value by the methods of Articles 61–65) and Article 61 (real estate). Read as quoted in judgments published by the Supreme Court of Korea (scourt.go.kr), not on law.go.kr. [T]

¹⁰*Bewertungsgesetz* (BewG); the provisions cited elsewhere in this issue are §§ 252–257. [P]

¹¹Basic Agrarian Law (Law No. 5 of 1960, UUPA): the enacting clause revokes Book II of the Civil Code as far as it concerns land, water and natural resources, except the provisions on *hypotheek*; Conversion Provisions, art. V (*hak opstal* and *hak erfpacht* for housing become *hak guna bangunan* under art. 35(1)). Read in the official text, Ministry of Finance legal database, <https://jdih.kemenkeu.go.id/fulltext/1960/5TAHUN-1960UU.htm>, accessed 6 October 2026. [P]

定められている。

2.4 解説の 共通語として

最も信頼性が低く、過度に依存しがちな情報源である。世界の法学論評の多くは英語で発表されており、判決がアラビア語や日本語で下される法域であっても、国際的な法律事務所では英語で議論されることがある。

これは実に有用であると同時に、危険もはらんでいる。解説は選択的であり、国際的に流動する資本にとって興味深い事柄を扱っているが、それは教義的に重要な事柄とは一致しない。ウクライナの補償枠組みは英語で容易に見つけることができ、国際的な専門家の注目を集めている。一方、鑑定評価者の評価手法にとってより重要となる可能性のあるトルコの賃料決定に関する判決は、そうではなかった——本稿ではそれらを特定することはできるが、現時点では確認には至っていない。

3 訂正

本号のために最初に作成された比較分析では、インド、パキスタン、Türkiye、エジプトの4つの法域において、取得当局（米国では「収用者」）が遅延した場合、評価日が繰り上げられ、その間のインフレ分は国が負担すると報告された。さらに、次のような注意点が付け加えられていた。エジプト、モロッコ、および Türkiye はすべて、何らかの形でフランスおよびスイスの民法に由来する法典を採用しているため、これら諸国間の合意は部分的にその継承によるものである。（この主張は当初作成された要約に属するものである。本号の C4 の位置に綴じ込まれた代替要約は、法令条文の形式に限定されており、これを繰り返すものではない。この訂正がここに記録されているのは、その所見が同部門の草案に含まれていたためである。）

その注意は、一部は正しく、一部は間違っているが、どちらが正しいかを特定するには慎重さが必要だ。

エジプトの民法はフランス法に由来しており、モロッコも同様に、同国の裁判所は評価日を訴状の提出日と一致させている¹²。これはまさにフランス流の系譜に位置している。両国とも、法典とともにフランスの行政法上の形式を取り入れた。エジプトには Conseil d'État（1946 年法律第 112 号）があり、モロッコには、その取消事由がフランスの分類に基づいている行政裁判所（1993 年法律第 41-90 号）がある。¹³ その点において、

¹²Cour d'appel administrative de Marrakech, decision no. 61, 11 February 2009 (committee valuations are *mujarrad iqtirahat*, mere proposals; valuation at the date the action was filed, 10 October 2005). Whether the position has since moved has not been established. Source — Moroccan judicial decisions database (cnej.ma), decision 118, read in machine translation (Arabic): [P] <https://www.cnej.ma/decision/118/fiche>

¹³Egypt: Law No. 112 of 1946 establishing the Conseil d'État (*Majlis al-Dawla*), issued 7 August 1946, *al-Waqā'i' al-Misriyya* no. 83, 15 August 1946, read in a scan of the Gazette (manshurat.org) [T]; the French Conseil d'État describes the two councils as of the same legal tradition (conseil-etat.fr, 14 December 2016). Morocco: Dahir no. 1-91-

これら 2 つの間の類似性は、草案が指摘したように、独立した発明というよりは、部分的には継承によるものである。

しかし、トルコは、草案が同国を位置づけたそのリストには属さない。たとえその整理された見方が魅力的であっても。1926 年のトルコにおける法制度の受容はスイス式であった——すなわち、スイス民法および義務法（ゲルマン法系の法典）——であり、さらに根本的には、その収用に関する法理は現行の法典には全く見られない。調査報告書に記載されている評価日に関する規則は、国内の収用法（*Kamulaştırma Kanunu*）¹⁴ および憲法に基づく最高裁の判例に由来する。具体的には、2021 年の判決において、評価日を訴訟提起日と定めたものである。民法体系の系譜は、収用法理にとって弱い証拠に過ぎない。同法理は民法に規定されるものではなく、行政法および憲法上のものだからであり、トルコとエジプト間の合意は、結局のところ、真の収斂である可能性がある。

コモン・ローの分野で現存するものは手つかずのままであり、正しく理解すれば、より興味深いものである。インド およびパキスタン は、英国法に基づくコモン・ロー法域である。パキスタンでは依然として 1894 年土地収用法 が適用されているのに対し、インドでは同法を 2014 年 1 月 1 日をもって同法を廃止し、（移行措置は別として）これに代えて「土地収用、再定住および再配置における公正な補償と透明性の権利に関する 2013 年法」に置き換えた。¹⁵ これら両国が、大陸法系法域と同じ規則に到達したことは、その起源によって説明することはできない。なぜなら、両国は大陸法系法域と共通の起源を一切持たないからである。¹⁶ 異なる基盤、異なる手続、異なる用語体系を持つ二つの法伝統が、国家による遅延によって、インフレによるコストが財産を剥奪された所有者に転嫁されてはならないという主張において一致している。

これが草案が導き出した結論であるが、1 つの修正点がある。すなわち、トルコは異なる経路を通じて同様の結果に達している——手続を経ずに収用された土地の評価は、収用日ではなく所有者が訴訟を提起した日時点で行われる——そして、それは継承によるものではなく、独自に導き出されたものである。また、比較法学者が真の収斂をどこに求めるべきかについても示唆している。それは、類似性が当然の結果として予想される

225 of 10 September 1993 promulgating Law No. 41-90 instituting administrative courts, *Bulletin Officiel* no. 4227, 3 November 1993, arts. 8 and 20, official consolidated text, adala.justice.gov.ma. [P] Both accessed 6 October 2026.

¹⁴Expropriation Law No. 2942 (*Kamulaştırma Kanunu*); arts. 11–12 were read in a Wikisource transcription, not the official text. [T]† Constitution of the Republic of Türkiye, Article 46. For the 2021 decision, see the note in the opening section.

¹⁵Land Acquisition Act 1894, as still applied in Pakistan; Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act 2013 (India). The texts of the two Acts were not consulted.

¹⁶India: *Bernard Francis Joseph Vaz v Government of Karnataka*, 2025 INSC 3, Supreme Court of India, 2 January 2025 (Gavai and Viswanathan JJ; valuation date shifted for inordinate delay). Pakistan: *District Collector Swabi v Qaisar Ali Khan*, Supreme Court of Pakistan, Civil Appeals 203-P to 206-P of 2023, 6 July 2026 (Muhammad Ali Mazhar and Musarrat Hilali JJ; “gold for gold, not copper”). *Holdings press-sourced* (*The Nation*; *Dunya News*, 6 and 7 July 2026); *no reported citation has yet been assigned*. [C]†

同一法典を共有する法域間ではなく、そうではない法系間においてである。

4 練習問題はこちら

確信度の低い順に並べた 3 つの命題。

誤った言語での検索結果が「該当なし」であったとしても、それは証拠とはならない。これは実務上の教訓であり、調査業務に限った話ではない。国境を越えた案件に携わる鑑定評価者が、ある法域には関連する判例がないと結論付けた場合、その結論がどの言語に基づいて導き出されたのかを説明できなければならない。

法理上の系譜は、転用可能な推論がどこに見出されるかを予測する。不慣れた法域に直面した鑑定評価者は、その法典がどの伝統に由来するかを問うことが有益である。なぜなら、その答えは、類似の推論がすでにどこに存在しているかを示唆するからである。また、その答えは、現地の法体系の再構築との照合も必要である。インドネシアにおける有期建築権の取り扱いについては、かつて植民地時代の法典が採用していたオランダ民法ではなく、1960 年の基本農地法およびその施行規則によって規定されている。

超国家的な法文書こそが、効率的な研究単位である。ある法文書が多く、法域を統括している場合——OHADA の統一法 がその代表的な例である——その法文書が実際に適用される範囲内においては、国家ではなく、その法文書こそが調査の対象となる。担保取引法に関する 17 カ国の調査を行えば、17 倍のコストをかけても、実質的に同じ結果が得られることになるだろう。

5 この記事が扱っていない内容についての注記

これは、法体系が結果を決定づけるという主張でもなければ、共通の前提が結果を決定づけるという主張でもない。本号の別の記事で報告されているナイジェリアとコンゴの比較は、後者に対する十分な反例となっている。両法域とも、土地の所有権を国家に帰属させている¹⁷（ナイジェリアの「土地利用法」によれば、各州の土地はその州の知事に帰属し¹⁸、保有者には土地そのものではなく、補償が支払われる（補償は土地の価値ではなく、未償却の改良費に対して行われる）、そして土地そのものの価値が補償の対象となるかどうかについて、両者は正反対の結論に達している。前提が共通しているからといって、結論が共通するとは限らない。

¹⁷Democratic Republic of the Congo: Law 73-021 of 20 July 1973 (general regime of goods), as amended by Law 80-008 of 18 July 1980, art. 53 (soil the exclusive, inalienable and imprescriptible property of the State). [C]†

¹⁸Land Use Act 1978, s. 29 and s. 29(4) (unexhausted improvements at replacement cost less depreciation; a year's rent for the land; crops as prescribed). Read in official summaries, not in the statute's official text. [C]†

この主張はより限定的なものです。言語は、法的概念が歴史的に伝播してきた経路を示しており、そうした経路を無視する研究者は、資料を見逃すだけでなく、発見された事柄の意義を誤って解釈することになります。当部門は、この教訓の前半を学ぶのに 1 学期を費やしました。後半こそが、本稿を執筆した理由です。